

2020年10月25日

第2163号

# 勤務医コーナー



編集部

◎勤務医に関する話題や投稿などで構成するコーナーです。勤務医生活の雑感、あるいは意見をこの欄にお寄せください。  
◎投稿要領…700字程度、名古屋市昭和区妙見町19-2、愛知県保険医協会「勤務医コーナー」係まで。薄謝進呈致します。

## 学問の自由は憲法23条、学校給食の食物アレルギー対応は憲法13条

丹羽郡 坂本 龍雄

私の本職は大学教員。新型コロナウイルスの感染拡大で医療機関の経営が厳しくなっていると聞いてはいたが、非常勤で週一回担当している小児アレルギー外來の年内閉鎖を通告されて困惑している。小児科の本体も半減するという。小児医療提供体制の不備・不足

が言われて久しいが、問題解決を遅らせてしまっていられる我々の弱腰が新型コロナウイルスにつけ込む隙を与えてしまったようだ。引き続き医療機関に対する国の人権を求めていくのは当然であり、専門医も専門施設も不足しており、コロナ禍の影響で現状の医療資源の確保する

私は認定NPO法人アレルギー支援ネットワークの役員として、学校給食における食物アレルギー対応の整備発展に力を注いでいる。食物アレルギー児童に安全に給食を提供するためには、食物アレルギー診断、すなわち原因食物の同定と安全摂取可能な量の決定が適正に行われないといけない。そのためには食物経口負荷試験が欠かせない。しかし、小児アレルギーの

日本学術会議の推薦会員たるものも看過できない。学問の自由に対する露骨な挑戦である。学問の自由を守り学校給食を充実させるため、一児童生徒に与えられた権利である。即刻、自助に頼る除去食対応を改め、代替食対応とすべきだと考える。

案して仕方がないとしてい

給食の食物アレルギー対応は原因食物の除去食対応が基本になっており、除去による料理や栄養の不足を家庭からの弁当対応で補つている。しかし、家庭の養育機能や経済力の格差の広がりを考慮すると、除去食対応では学校給食法第二条にある「適切な栄養の摂取による健康の保持増進をする」という給食の第一の役割を十分に保証できない。

そもそも学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」(同法第一条)であり、食物アレルギーの有無にかかわらず等しく児童生徒に与えられた権利である。即刻、自助に頼る除去食対応を改め、代替食

への給食対応は一向に進歩しないと思う。憲法が示す最も重要な価値観は、一人ひとりの人間はかけがえのない存在であり、個人として尊重されなければならぬことである。未来を担う子どもたちに対して、私たち大人はそのための努力や負担を決して惜しまんではない。

日本学術会議の推薦会員たるものも看過できない。学問の自由に対する露骨な挑戦である。学問の自由を守り学校給食を充実させるため、一児童生徒に与えられた権利である。即刻、自助に頼る除去食対応を改め、代替食

では、食物アレルギー児童への給食対応は一向に進歩しないと思う。憲法が示す最も重要な価値観は、一人ひとりの人間はかけがえのない存在であり、個人として尊重されなければならぬことである。未来を担う子どもたちに対して、私たち大人はそのための努力や負担を決して惜しまんではない。

日本学術会議の推薦会員たるものも看過できない。学問の自由に対する露骨な挑戦である。学問の自由を守り学校給食を充実させるため、一児童生徒に与えられた権利である。即刻、自助に頼る除去食対応を改め、代替食